



〈目次〉	
おせち料理プレゼント	1
ゆうべつマイナンバー商品券	2
図書館司書（正職員）募集	3
特別支援教育支援員（会計年度任用職員）募集	3
介護に関心がある方のための入門的研修	4
ふるさと講座「流水とオホーツク海」	5
建設機械等技能講習 受講者募集	6
機動職業訓練生（建築技術科）募集	7
資源ゴミの分別方法を確認しましょう	7
新婚世帯の新居にかかる費用補助	8
犬の放し飼いはやめましょう	9
家屋に関する税などの届け出を忘れずに	9
女性の人権ホットライン強化週間	10
冬の交通安全運動	10
ねんきん月間、年金の日	11
高齢者福祉入所施設空き状況	11
水道や自家用水を利用している方への支援	12

※新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、掲載している行事等を中止または内容変更することがあります。

おせち料理をプレゼントします

☎福祉課 福祉G 5-3761

（福）湧別町社会福祉協議会では、町民の皆さまから寄せられた歳末たすけあい募金で、今年もひとり暮らしの高齢者世帯の方へおせち料理をプレゼントします。

- 【対象世帯】 町内に子どもがいない77歳以上のひとり暮らし世帯で、大みそかを一人で過ごし、サービスを希望される方
- 【実施日】 12月31日（土）午前9時～11時頃にご自宅までお届けします。
- 【申込方法】 原則本人からの申請
- 【申込締切日】 12月9日（金）
※申込締切日を過ぎるとご希望に沿えませんので、期日厳守でお申し込みください。
- 【申込先】（福）湧別町社会福祉協議会 おせち料理係 Tel 2-2197

住まいの情報バンクに登録する「空き家」「空き地」を募集しています

町では、町内の「空き家」「空き地」の物件情報を町ホームページや移住者向けの雑誌などに掲載し、売却・賃貸を希望する物件所有者と、購入・賃借の利用希望者を繋げる「住まいの情報バンク」を実施しています。制度の利用は無料ですので、ぜひご活用ください。



【問い合わせ先】 ☎企画財政課 未来づくりG Tel 2-5862

ゆうべつマイナンバー商品券を交付します

①企画財政課 未来づくりG 2-5862

マイナンバーカードの取得者の増加、エネルギー・食料品価格などの物価高騰の影響を受けている町民の生活支援のため、マイナンバーカードをお持ちの方に、町内のお店で使用できる「ゆうべつマイナンバー商品券」を交付します。

12月31日（土）までにマイナンバーカードを申請した方が対象となりますので、申請がお済みでない方は、お早めに申請ください。

【内 容】対象者1人あたり5,000円分の商品券（500円×10枚）

【対 象 者】●令和4年11月1日現在、町内に住所を有し、マイナンバーカードを保有している方。
●町内に住所を有する方で、12月31日（土）までにマイナンバーカードを申請し、令和5年3月3日（金）までにマイナンバーカードを受け取った方。

【交付方法】●発送日（11月下旬予定）時点でマイナンバーカードを保有している方には、世帯主あてに郵送します。
●発送日（11月下旬予定）時点でマイナンバーカードを保有していなかった方には、マイナンバーカードの申請時または受け取り時に役場窓口でお渡しします。
※芭露出張所では取り扱いをしていません。

【商品券の使用期限】令和5年3月5日（日）

【そ の 他】●申請してからマイナンバーカードを受け取るまでは、1カ月程度かかります。
●マイナンバーカードの受け取り窓口は①住民税務課、②福祉課のみですので、混み合うことが予想されます。土・日曜日など閉庁日は受け取ることができませんので、夜間窓口（毎週火曜日の午後7時まで開設、事前予約制）もご活用ください。

【問い合わせ先】マイナンバーカード、夜間窓口に関すること ①住民税務課 Tel 2-5863
商品券に関すること ①企画財政課 Tel 2-5862

図書館司書を募集します(町正職員)

①総務課 総務G 2-2112

令和5年度採用予定の町職員（正職員）を、次のとおり募集します。

試験区分	採用予定人数	受験資格
図書館司書	1人	平成9年4月2日以降に生まれた方で、図書館法第5条の規定による司書の資格を有している、または取得見込みの方。

【採用予定日】令和5年4月1日

【応募資格】●日本国籍を有する方
●町内に在住する方または採用予定日までに居住する予定の方
●普通自動車免許（AT限定可）を所有している方、または採用後に取得する見込みの方
●地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

【勤務場所】 町内の図書館

【勤務時間・休暇】 湧別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定によります。

【給与等】 湧別町職員の給与に関する条例の規定によります。

【応募方法】 下記①～④の書類を、11月25日（金）までに㊦総務課へ持参または郵送してください。

【必要書類】 ①町指定の申込書（㊦総務課および㊧福祉課に備えてあります）

②成績証明書（最終学歴のもの）

③卒業証明書または卒業見込証明書（最終学歴のもの）

④卒業した（する）大学等で発行される図書館司書単位取得（見込）証明書（発行できる場合）

【面接試験】 採用の可否は、11月下旬～12月上旬に予定している面接試験にて決定します。面接日は後日書にて通知します。

特別支援教育支援員(町会計年度任用職員)を募集します

㊦総務課 総務G 2-2112

会計年度任用職員（特別支援教育支援員）を、次のとおり募集します。

会計年度任用職員は、1会計年度（4月1日～翌年3月31日）内で雇用される非常勤の町職員で、地方公務員法が適用され、条件付採用、人事評価、懲戒処分およびその他の服務規程が適用されます。

【募集職種】

職種・募集人員	特別支援教育支援員（パートタイム）1人	勤務場所	湧別小学校
		任用期間	任用の日～翌年3月31日
主な職務内容	教育上特別な支援が必要な児童の、日常の介助や学習活動のサポートなど	勤務時間	午前8時～午後4時 ※休憩（昼休み）1時間
必要な資格等	教員免許（幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭のいずれか）	勤務日数	週5日 ※土・日曜日、祝日、年末年始、冬・春休み期間は休み
		給料額等	月額8,590円

【応募資格】 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方。

【給料・報酬等】 会計年度任用職員の給与条例に基づき支給されます。また、通勤手当が支給されます。

【健康保険等】 健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入します。

【休暇等】 年次有給休暇、特別休暇などがあります。

【応募方法】 町指定の履歴書（㊦総務課および㊧福祉課に備えてあります）と必要な資格の免状の写し等を、11月18日（金）までに㊦総務課へ持参または郵送してください。

【選考方法】 書類選考または面接試験を行い、採用予定者を決定します。面接試験を行う場合は、応募者に日程などを後日通知します。

「介護に関心がある方のための入門的研修」を開催します

☎ 福祉課 高齢介護G 5-3761

介護の経験はないけれども介護に関心がある方や、介護の仕事を考えている方などを対象とした入門的研修を開催します。

この研修は、厚生労働省が定める研修で、日常で役立つ介護の基礎知識や基本的な介護の方法などを無料で学ぶことができます。将来の家族介護の備えや介護の仕事の第一歩として、ぜひご活用ください。

【日 程】

月 日	時間	講義内容
1月14日(土)	午前9時15分	開講式
	午前9時30分～午後0時40分	介護に関する基礎知識・介護の基本(基礎講座)
	午後1時30分～ 5時40分	基本的な介護の方法
15日(日)	午前9時30分～午後4時30分	基本的な介護の方法(演習含む)
21日(土)	午前9時30分～午後4時40分	障がい・認知症の理解(演習含む)
22日(日)	午前9時30分～午後0時35分	介護における安全確保・北海道福祉人材センターの説明
	午後0時35分	閉講式・修了証書授与

【会 場】文化センターさざ波 中会議室(栄町)

【対 象】介護に関心がある方 ※研修修了者には修了証明書が交付されます。

【受講料】無料(テキスト含む)

【定 員】20人程度 ※先着順

【申込締切日】12月23日(金)

【申込先】電話：☎ 福祉課 Tel 5-3761

パソコン・スマートフォン：右記の二次元バーコードまたは電子申請サービス(<https://www.harp.lg.jp/PsgYlkCz>)にアクセスし、申し込んでください。



申し込みフォーム

【その他】●基礎講座を修了している方は、入門講座から受講することも可能です。

●マスク着用や換気等の新型コロナウイルス感染防止対策を徹底して行います。

●当日、37.5℃以上の発熱がある方は受講を控えていただきます。

●演習プログラムもありますので、動きやすい服装でご参加ください。

●介護の仕事を希望する方は、就職相談など就労サポートが受けられます。

【主 催】湧別町・北海道(社会福祉法人 北海道社会福祉協議会)

～過去の受講者の声～

- 高齢の方や障がいのある方が不自由に感じていることが、少し理解できたと思う。
- 自分にも何かできることがあるかもしれない、という気持ちが生まれた。
- 車いすやつえ、防護具を実際に使ってみることができたのは、貴重な経験だった。
- 演習の時間がとても良かった。現場に立っている方の実体験やコメントはとても心に響き感動する。

※北海道のウェブサイト「介護のしごと」でさまざまな情報を発信しています。

北海道 介護のしごと **検索**



介護のしごと

ふるさと講座「流氷とオホーツク海」を開催します

教育委員会 社会教育課 社会教育G 5-3132

湧別の全漁獲量の約8割は、オホーツク海で育てた「外海ホタテ」です。

湧別の漁業は、広大な大陸棚を有し、冬、流氷におおわれるオホーツク海に支えられています。しかし近年、サバなど暖流魚が定置網にかかるなど、オホーツク海の様相が大きく変化しています。第12回となる今回のふるさと講座は、「道立オホーツク流氷センター」の高橋修平所長を講師に迎え、オホーツク海はどのような海か、流氷との関わりを中心に考え、学びます。私たちの暮らしに思いをめぐらす機会になると思います。ぜひ、ご参加ください。

【日 時】 11月26日（土）午後1時30分～4時

【会 場】 文化センターさざ波 多目的ホール（栄町）

第1部「流氷から見るオホーツク海」（45分）	講師：高橋 修平さん（北海道立オホーツク流氷科学センター所長）
第2部「暮らしの中のオホーツク海」（60分）	
①記録から見るオホーツク海と人との関わり	講師：中島 一之（ふるさと館JRY館長）
②漁を通して感じていること～オホーツク海	講師：石垣 誠一さん（漁師）
第3部「感想・意見交換」（15分）	
参加者と、第1部、第2部の学習を深めます	

【参加料】 無料

【申込方法】 11月22日（火）までに教育委員会社会教育課へお申し込みください。

【共 催】 ふるさとから学ぶ会、教育委員会

【協 力】 北海道立オホーツク流氷科学センター、湧別漁業協同組合

【その他】 新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいます。必ずマスクをしてお越しください。発熱やせきなどの症状がある場合は来場をお控えください。



建設機械等技能講習の受講者を募集します

㊤商工観光課 商工観光G 2-5866

遠軽地区通年雇用促進協議会では、特定の業務を行ううえで義務付けられている技能講習・安全教育が、季節労働者の方を対象に受講料**無料**（途中で退講された場合は全額自己負担）で実施されます。

【日程・概要】

日程 (令和5年1月)	講習科目	コース	受講資格
11日(水) ～13日(金)	玉掛け技能講習	15時間	クレーン関係の運転士免許所有者または技能講習修了者
		19時間	上記以外の方
14日(土) ～15日(日)	車両系建設機械 (整地等) 運転技能講習	14時間	自動車運転免許(大型特殊)所有者…経験不要 ◆自動車運転免許(普通・準中型・中型・大型)を所有し、3t未満の小型車両系特別教育を修了し、修了後小型車両系の実務経験が3カ月以上ある方
16日(月) ～18日(水)	小型移動式クレーン 運転技能講習	16時間	玉掛けまたは床上操作式クレーン技能講習修了者で、クレーン・デリック・揚貨装置いずれかの運転士免許所有者
		20時間	上記以外の方
19日(木) ～20日(金)	不整地運搬車 運転技能講習	11時間	自動車運転免許(大型特殊)所有者 車両系(整地等または解体用)技能講習修了者 ◆自動車運転免許(普通・準中型・中型・大型)を所有し、小型車両系または小型不整地運搬車いずれかの特別教育を修了し、修了後いずれかの実務経験が3カ月以上ある方
23日(月) ～24日(火)	高所作業車 運転技能講習	14時間	自動車運転免許(普通・準中型・中型・大型・大型特殊)所有者 施工技士(1～6種)取得者 車両系(整地等・解体用・基礎工事用)・不整地運搬車・フォークリフト・ショベルローダーいずれかの技能講習修了者
		12時間	移動式クレーン運転士免許所有者 小型移動式クレーン運転技能講習修了者
25日(水) ～26日(木)	フォークリフト 運転技能講習	11時間	自動車運転免許(大型特殊)所有者(カタピラ限定を除く) ◆31時間コースの条件で、1t未満のフォークリフトの特別教育を修了し、修了後3カ月以上の実務経験者(特別教育実施記録表が必要)
25日(水) ～28日(土)		31時間	自動車運転免許(普通・準中型・中型・大型・限定付大型特殊)所有者
29日(日) ～30日(月)	ガス溶接技能講習	13時間	満18歳以上の方

※修了証は、令和5年2月に開催される「通年雇用化促進セミナー」の受講終了後にお渡しします。

※受講資格で「◆」がある場合、申込書に事業主の経験証明が必要です。また、各講習等修了者は、修了証等のコピーが必要です。

【対象者】 本年度または前年度において、雇用保険の特例一時金受給資格を得た（または得る予定の）方

【申込締切日】 11月30日（水）

【問い合わせ先】 遠軽地区通年雇用促進協議会（遠軽町1条通北3丁目 遠軽町役場商工観光課内）
TEL 0158-42-4819

機動職業訓練生(建築技術科)を募集しています

㊦商工観光課 商工観光G 2-5866

再就職の支援を目的とした機動職業訓練生を募集しています。

【訓練期間】 令和5年1月16日(月)～3月31日(金)(土・日曜日、祝日は休み)

【訓練時間】 午前9時～午後3時40分(1日6時間または5時間、合計280時間)

【場 所】 遠紋地域人材開発センター(遠軽町岩見通北10丁目1-4)

【対象者】 一般求職者

【受講料】 無料

※職業訓練生総合保険(3,100円)の加入が必要となります。

※雇用保険受給者は、訓練期間中、基本・受講・通所手当が公共職業安定所より支給されます。

【定 員】 15人 ※定員に満たない場合は中止となることがあります。

【訓練目標】 下記の技術を習得し、建設分野への就職促進を図ります。

- 木造建築における基礎的な造作材の加工や取り付けおよび施工作业
- 建設塗装作業の基礎的な技能
- 施工現場において必要とされる型枠施工の基礎的な知識や技能
- パソコンを使っての工程管理、工事写真管理、現場書類の作成方法

【受付締切】 12月19日(月)

【申込方法】 北見公共職業安定所遠軽出張所に入学願書、健康の自己申告書を提出してください。

- 【問い合わせ先】
- 北見公共職業安定所 遠軽出張所 TEL 0158-42-2779
 - 北見高等技術専門学院 能力開発総合センター TEL 0157-33-4436
 - 遠紋地域人材開発センター運営協会 TEL 0158-42-4037

資源ゴミの分別方法を確認しましょう

㊦住民税務課 住民生活G 2-5863

最近、汚れたプラスチック類や異物の入った空き缶・ペットボトルが資源ゴミとして処理されているものが多く、リサイクルセンターで対応に苦慮しています。中には、空き缶やペットボトルにタバコの吸い殻が混入しているものや、キャップがついたままのもの、飲み残しなどもあります。これらのものはリサイクルの妨げとなりますので資源ゴミとして処理しないようお願いいたします。

ゴミの分別方法は、町ホームページにも掲載していますので、ご確認ください。



町ホームページ

●汚れの落ちないプラ類

マヨネーズの入っていた容器やわさびなどのチューブ類、カップラーメンの容器など汚れが落ちないものは、無理に資源ゴミに分別せず、燃やすゴミへ。

●異物や汚れが落ちないペットボトル、空き缶

油や調味料等が入っていたペットボトルは燃やすゴミ、ツナ缶などの汚れの落ちにくいものの空き缶は燃やさないゴミへ。

新婚世帯の新居にかかる費用を補助しています(再掲載)

㊟健康こども課 子育て相談G 5-3765

町では、婚姻に伴う新生活を支援するため、新婚世帯の新居の取得・リフォーム・賃借・引越費用の一部を補助しています。ぜひご活用ください。

【対象費用】 下記の住宅費・引越費用で、令和4年4月1日～令和5年3月31日に支払った額。

住宅費：**賃借**

住宅を賃借する際にかかる費用で、賃料（勤務先からの住宅手当、他の公的制度による家賃補助等を差し引いた額）、敷金、礼金、保証金、共益費、仲介手数料。

取得・リフォーム

婚姻日の1年前より後に、新たに取得またはリフォームにかかった費用。ただし、リフォーム費用には要件がありますので、㊟健康こども課へお問い合わせください。

引越費用：引越業者または運送業者を利用して、荷物の移動、運送にかかった費用。

【補助額】 最大30万円

【対象者】 下記をすべて満たす夫婦が対象となります。

- 令和4年1月1日～令和5年3月31日に婚姻届を提出し、受理された夫婦であること。
- 夫婦の婚姻日における年齢が、ともに39歳以下であること。
- 対象となる住宅が町内にあり、申請時に夫婦の双方または一方が住民票に記載され、その住所地を生活の本拠としていること。
- 令和3年1月～12月の夫婦の所得の合計が400万円未満（給与収入であれば2人の合計が540万円以下程度）であること。
※奨学金を現に返済している場合は、年間返済額が控除されます。
- 夫婦の双方が、過去にこの補助を受けたことがないこと。
- 世帯に属する方全員が税などに滞納がないこと。
- 暴力団員でないこと。

【申請方法】 令和5年3月31日（金）までに、㊟健康こども課へ申請してください。

犬の放し飼いはやめましょう

㊟住民税務課 住民生活G 2-5863

最近、犬の放し飼いにに関する苦情が多く寄せられています。

放し飼いをする飼い主の理由として「夜の間だけだから大丈夫」「散歩に出かける時間がないから」「うちの犬はおとなしいから」「市街地から離れているから」といったものが挙げられます。

犬の放し飼いは近隣の方の迷惑になりますし、予期せぬ事故が起こるおそれもあり、危険です。どんな理由があっても絶対におやめください。

また、犬の散歩をする場合は必ずリードを使い、散歩中のフンの後始末をするなどマナーを厳守願います。

首輪や鎖の劣化・飼育小屋の不良により、飼い主が不在の間に犬が逃げ出すなどのケースも発生していますので、今一度、飼育環境の点検をお願いします。

家屋に関する税などの届け出を忘れずに！

㊦住民税務課 税務G 2-5863

毎年1月1日に家屋を所有している方には固定資産税を納めていただきます。このため、住宅、物置、店舗、事務所、倉庫など家屋を新築、増改築、取り壊し、所有者の変更をしたときには、必ず届け出をしてください。

新築、増改築したときは…

地方税法により申告が義務付けられています。㊦住民税務課にご連絡ください。

固定資産税の課税の基礎となる評価額を算出するため、新築住宅の場合は原則引渡し前に、増改築の場合は完成後に、職員がお伺いして家屋調査をさせていただきます。なお、正当な事由がなく届け出しなかった場合には、北海道税条例により10万円以下の過料に処されます。

一部または全部を取り壊したときは…

- 登記されている家屋：法務局で登記申請してください。町への届け出は不要です。
- 登記されていない家屋：町へ届け出が必要です。届け出がないと課税され続けます。

売買や相続、贈与などで所有者を変更したときは…

- 登記されている家屋：法務局で登記申請してください。町への届け出は不要です。
- 登記されていない家屋：表題登記をするか、町への届け出が必要です。届け出がないと元の所有者に課税されます（登記した場合は町への届け出は不要）。

【届け出】届け出には図面などが必要となります。事前にお問い合わせください。

※新築、増改築、取り壊しなどが見受けられる場合は、届け出される前に電話などにより状況確認させていただくほか、家屋調査をさせていただく場合があります。

【問い合わせ】登記申請の手続きは、釧路地方法務局北見支局（TEL 0157-23-6166）へお問い合わせください。

「女性の人権ホットライン」強化週間です

㊦住民税務課 住民生活G 2-5863

法務局では、女性の人権についての専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置しています。女性に対する夫からの暴力（DV）やセクシュアル・ハラスメントなど女性の人権に関する悩みをご相談ください。

また、11月18日（金）から24日（木）までは、「全国一斉『女性の人権ホットライン』強化週間」です。期間中は、平日の受付時間を延長して、土・日曜日にも相談に対応します。

【連絡先】女性の人権ホットライン TEL 0570-070-810（全国共通）

【受付時間】◆通常時（土日・年末年始を除く）

平日：午前8時30分～午後5時15分

◆強化期間（11月18日～24日）

平日：午前8時30分～午後7時

土日：午前10時～午後5時

【実施機関】釧路地方法務局、釧路人権擁護委員連合会

冬の交通安全運動が実施されます

㊦住民税務課 住民生活G 2-5863

冬の交通安全運動が、11月13日（日）から22日（火）までの10日間実施されます。

【運動の重点】

●子ども・高齢者をはじめとする歩行者の安全確保

外出するときは、明るい服装を心がけ、夜光反射材を身につけ、車に注意して安全確認をしっかりと行いましょう。

●スリップ事故防止と全席シートベルト着用

早朝、夜間は路面凍結のおそれがあるため、早めにタイヤを交換するとともに、スピードを抑えた運転をしましょう。

●飲酒運転の根絶

飲酒運転は悪質で重大な犯罪であるとの認識を持ち、二日酔い運転を含め、飲酒運転は絶対にやめましょう。

※運動期間中、町内主要交差点において、交通安全指導員等による歩行者等への街頭指導および通行車両に対し街頭啓発を実施します。

11月は「ねんきん月間」、11月30日は「^{いい}年金の^{みらい}日」です

㊦住民税務課 住民生活G 2-5863

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」と位置付け、皆さまに公的年金制度に対する理解を深めていただくための取り組みを行っています。また、11月30日の「年金の日」は、ご自身の年金記録や年金受給見込額を確認していただき、高齢期の生活設計に思いを巡らせていただくことを目的に定めています。

この機会に、年金記録の確認や年金見込額を計算できる「ねんきんネット (https://www.nenkin.go.jp/n_net/)」を利用してみてはいかがでしょうか。

【取り組み】 ●年金セミナーや年金制度説明会の実施

●出張年金相談会の実施

●公式Twitterでのミニ講座の発信

●公式ホームページ内に「ねんきん月間」ページを設置

●「わたしと年金」をテーマにしたエッセイ受賞作品の公表

【問い合わせ先】北見年金事務所 Tel 0157-25-9635

※11月21日（月）から「Tel 0157-25-8703」に変わります。



町内の高齢者福祉入所施設の空き状況

(湧)福祉課 高齢介護G 5-3761

10月26日現在の町内高齢者福祉入所施設の空き状況等は次のとおりです（現在とは異なる場合があります）。待機者がいても、空床・室数に空きがある施設に入所できる場合がありますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。

分類	事業所名	住所	電話番号	定員 ・ 室数	空床 ・ 空室	待機者		
						すぐに 入居を希望 する方	すぐに 入居を希望 しない方	合計
特別養護 老人ホーム ※1	湧別オホーツク園	東	5-3660	40人	0	21	21	42
	湧別オホーツク園 リラの杜 ※3			20人	0	2	1	3
	湖水の杜 ※3	芭露	4-5525	20人	0	1	2	3
	湧愛園	上湧別 屯田市街地	2-3151	40人	0	14	26	40
	湧愛園ちゅーりっぷ の里 ※3			20人	0	7	11	18
グループホーム ※2	上湧別館 ※3	中湧別北町	4-2070	18人	0	2	2	4
有料老人 ホーム	向日葵	中湧別東町	8-7725	52人	0	0	0	0
	リビングケア・ オリーブ	中湧別中町	4-1760	1人用 13室	0	2	3	5
				夫婦用 2室	0	1	0	1
高齢者 賃貸住宅	在宅支援型住宅 湖水の杜	芭露	4-5525	5人	0	0	0	0
	ケアハウス来夢 ※4	上湧別 屯田市街地	4-1100	1人用 24室	0	21	8	29
				夫婦用 3室	0	2	3	5

※1 入所するには原則要介護3～5の認定が必要な施設です。

※2 入所するには要介護認定が必要な施設です。

※3 地域密着型施設のため、湧別町民の方のみが入所できる施設です。

※4 日常生活で自立している方が入所できる施設です。（要介護者は入所できない場合があります。）

介護職員が不足しています

湧別福祉会（湧別オホーツク園）、上湧別福祉会（湧愛園）では介護職員を募集しています。
ご興味のある方は湧別福祉会（Tel5-3660）、上湧別福祉会（Tel2-3151）にお問い合わせください。

水道や自家用水を利用している方へ支援を行います

㊦水道課 上下水道G 2-5867・㊦企画財政課 企画G 2-5862

コロナ禍において家庭や事業者が原油価格や物価高騰の影響を受けていることから、生活や事業活動を支援するため、上水道・簡易水道の利用者は水道基本料金4カ月分の免除、地下水など自家用水のみの利用者は支援金の給付を行います。

◆上水道・簡易水道を使用している方

- 【対象者】 ●本町の上水道・簡易水道（官公団体用を除く）を契約している方。
●本町に住所を有し、紋別市沼の上簡易水道（団体用を除く）を契約している方。
- 【支援内容】 11月～令和5年2月（4カ月間）請求分の水道料金の「基本料金」を免除します。請求は水道料金の「超過料金」と下水道使用料（通常どおり）の合計額となります。
※「高齢者用」で5^mを超えた場合は「家事用」を適用します。
- 【申請方法】 手続きは不要です。
- 【問い合わせ先】 ㊦水道課 Tel 2-5867

◆地下水など自家用水のみを使用している方

- 【対象者】 令和4年11月1日現在、本町に住所を有し、本町の上水道・簡易水道、紋別市沼の上簡易水道を契約しておらず、自家用水のみを使用している世帯の世帯主。
- 対象外** ●給水契約者と同一の水道を使用している世帯（2世帯住宅など）。
●高齢者福祉入所施設に入所または病院等に入院のため、町水道（上水道、簡易水道）を休止している世帯。
- 【支援内容】 1世帯あたり8,800円（高齢者世帯の場合は4,400円）を給付します。
※高齢者世帯とは、令和4年4月1日現在、65歳以上の単身者および世帯主が65歳以上の夫婦世帯をいいます。
- 【申請方法】 下記の申請書類を令和5年1月31日（火）までに、㊦企画財政課、㊦福祉課、中湧別出張所、芭露出張所のいずれかに提出するか、㊦企画財政課へ郵送してください。
郵送先：〒099-6592 湧別町上湧別屯田市街地318番地
湧別町役場 企画財政課企画グループ あて
- 【申請書類】 ●申請書
各申請窓口にて備えてあります。また、町ホームページからダウンロードできます。
- 振込先を確認できる書類
金融機関・支店名、口座番号、口座名義人が確認できる、通帳またはキャッシュカードの写しなど
- 【問い合わせ先】 ㊦企画財政課 Tel 2-5862



町ホームページ

◆詐欺や不審電話にご注意ください！

今回の支援金の給付に関し、役場職員が訪問したり、ATMの操作をお願いしたりすることはありませんので、ご注意ください。